

(別表2)

○別表1に加え、部分施工等に関する条件を付することにより、堤防の安全性が確保可能な工種等

(出水期間中においても施工を可能とする工種)

工種等	留意事項
準備・後片付け	(直接工事費で計上するものを対象) 既設堤防の治水上の安全を下げないように留意すること
仮設工	既設堤防の治水上の安全を下げないように留意すること
遮水対策(矢板)工	既設堤防の治水上の安全を下げないように留意すること
耐震対策(矢板)工	既設堤防の治水上の安全を下げないように留意すること
地盤改良工	プラント等が出水時に流下阻害とならないこと 水防の妨げ、水質への影響に配慮すること 既設堤防の治水上の安全を下げないように留意すること
矢板護岸工	流下阻害や局所洗堀などを発生させないこと
築堤盛土(嵩上げ)	水防の妨げ、既設堤防の治水上の安全を下げないように留意すること
川裏法尻補強護岸工	既設堤防の治水上の安全を下げないように留意すること

※受注者から防災措置(部分施工の範囲、機能回復方法等)が記載された施工計画書等について協議がされ提出されているもの

部分施工等: 工事箇所の全範囲を一度に施工せずに、洪水が予測されたときに元の形状に戻すことが可能な範囲に限定して施工し、その範囲の施工が終われば次の範囲の施工に移る段階的な施工